

別紙2

火気の使用がある方へ

つばめ桜まつり実行委員会

出店の際に火気器具の取扱がある場合、消防署へ『露店等の開設届出書』の届け出が必要になります。届け出は事務局で行いますので、下記の内容をよく読んで、該当する場合は出店申込書へ必ず記入し、飲食店以外の方でも、別紙3営業施設平面図（テント内配置図）に必要事項を記入して、出店申込書と共に提出してください。

また、出店される際は必ず消火器のご用意をお願いいたします。

※火気器具などに関するお問い合わせは

燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課

Tel0256-92-1119

露店等を開設する皆様へ

【重要なお知らせ】

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市花火大会に出店した露店からの火災で、多くの死傷者が発生しました。このことから平成 26 年 8 月 1 日に燕・弥彦総合事務組合火災予防条例の一部が改正、施行されました。以下の点に留意してください。

◎ 屋内又は屋外での催しには、『消火器』の準備が必要

露店、屋台その他これらに類するもの（以下、「露店等」という）を開設し、対象火気器具等を取り扱う者は消火器の準備が必要です。

ただし、初期消火を有効に行うことができる場合には、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数人で共同して消火器を準備することもできることとします。

※ 露店等を設ける場合で、複数人で共同して消火器を準備する際には、催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等において、会場内にどのように消火器を配置するのかを容易に判断できる図面を作成し、露店等の開設に係る届出に添付して、あらかじめ所轄消防署に届け出ることが必要です。

※ 注意 露店等で準備する消火器に、エアゾール式の簡易消火器具、住宅用消火器は適切な消火器として認められません。

◎ 屋内又は屋外での対象となる催しとは

一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しで、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを有するものを対象とします。したがって、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように、面識がある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は、対象外とします。

『露店等の開設届出書』を消防署に届け出

対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、7日前までに消防署へ「露店等の開設届出書」を届け出なければなりません。

ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、主催者が取りまとめて、消防署に届け出をしてください。

※ 対象火気器具等に該当する器具

例



こんろ



グリドル



ストーブ



発電機

問い合わせ先

燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課

TEL 0256-92-1119